

第34号議案

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年6月2日

提出者

東大和市長 和地 仁美

専 決 処 分 書

市道第952号線道路改良工事請負契約の契約変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年4月7日

東大和市長 和地 仁美

市道第 952 号線道路改良工事請負契約の契約変更について

議会の議決を経て締結した契約の一部を、次のとおり変更する。

- 1 工事の件名 市道第 952 号線道路改良工事（変更）
- 2 契約の金額 変更前 177,124,200円
変更後 177,060,400円
- 3 今回の変更額 63,800円の減額
- 4 契約の相手方 所在地 東京都文京区後楽一丁目7番27号
名称 鹿島道路株式会社 東京支店
代表者 常務執行役員支店長 末松 道則

